

UACJ グループ人権基本方針

1. 総則

UACJ グループ人権基本方針は、UACJ グループ企業理念「素材の力を引き出す技術で、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する。」及び永続的に社会や生活を支える企業であり続けるために定められた行動指針「UACJ ウェイ」に基づいて、人権尊重の取組みについての約束を示すものです。本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、並びに日本政府の「ビジネスと人権」に関する行動計画を参照して策定したものです。

UACJ グループは、自らの事業活動において、他者に対する人権侵害を防止するように努め、万一、人権への負の影響が発生した場合には、真摯に対処いたします。

2. 適用対象者

本方針において表明されている人権の尊重は、UACJ グループ及び UACJ グループ各社の全役員、全従業員の、一人ひとりによって、実践されるものです。

また、UACJ グループの事業に係る全てのパートナー企業様に対しても、本方針への理解を求め、お互いに協力しながら、人権への負の影響の予防・軽減を図るように努めます。

3. 適用法令

UACJ グループは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。

- (1) 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基礎として、人権を尊重した事業活動を推進します。国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）や労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（ILO 中核的労働基準）などの人権にかかわる国際規範を支持し尊重します。
- (2) 事業活動を行う国や地域の法令と国際基準の解釈にかい離・矛盾がある場合には、影響を受ける人々の利益に立って合理的な解決方法を追求します。

4. 人権方針

- (1) UACJ グループは、あらゆる事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しません。
- (2) UACJ グループは、UACJ グループが事業を行うそれぞれの国・地域の法令を十分に調査し、これを遵守します。
- (3) UACJ グループは、各国・地域の宗教や習慣・文化、伝統などを尊重します。
- (4) UACJ グループは、強制労働及び児童労働を認めません。
- (5) UACJ グループは、多様性を尊重し、人種、信条、国籍、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、思想、社会的出身及び障がいの有無などに基づく差別や嫌がらせを行いません。
- (6) UACJ グループは、結社の自由を保障します。
- (7) UACJ グループは、事業活動において人権への負の影響が生じた場合、是正に向けた適切な対応をとります。

5. 社内教育・研修

UACJ グループは、ビジネスと人権に関する人権方針の効果的な実施のために、役員及び従業員に対して適切な教育・研修を提供します。

6. 人材育成方針

UACJ グループは、ともに「UACJ ウェイ」を歩み続ける人材のために、「素材の力を引き出す技術」の源泉を社員一人ひとりの力にあると考え、各人が「UACJ ウェイ」を体現し、輝ける職場環境をつくり続けます。

7. 人権デュー・ディリジェンス

UACJ グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的にこれを実施します。事業による人権の負の影響・リスクを特定し、未然防止及び軽減を図ります。また、人権デュー・ディリジェンスの進捗・結果を開示していきます。

8. 相談・協議・救済

UACJ グループは、ビジネスと人権に関する人権方針の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し対話と協議を継続的に行います。UACJ グループの事業に係る全てのパートナー企業様に対しては人権尊重を働きかけること及び人権侵害が発生していることが確認された場合には解決に取り組みます。UACJ グループは、ビジネスと企業の事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした事又は助長したことが明らかである場合、対話と適切な手続きを通じて救済に努めます。

2022年3月制定

2024年4月改正

株式会社 UACJ